

# プラスチック類の分別が変わります

平成24年4月1日からプラスチック類を「容器プラ」と「その他プラ」の2つに分けて収集しますので、ご協力をお願いします。(詳細は次のとおりです)

## 1 分別区分の変更内容

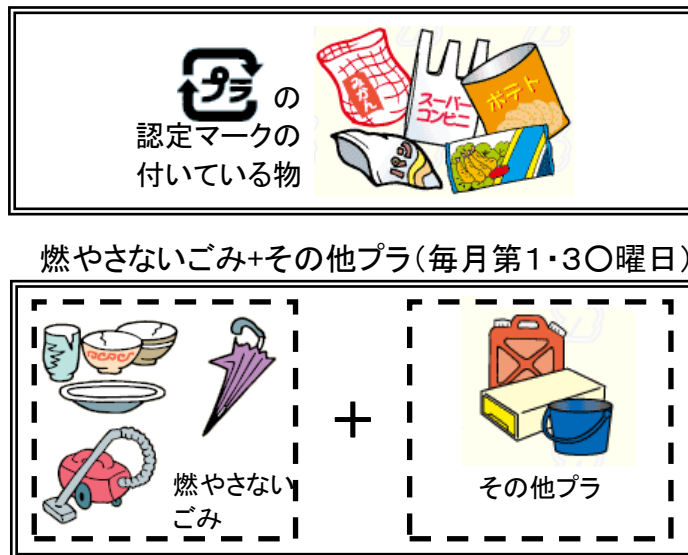
【変更前】

プラスチック類(毎週1回○曜日)



【変更後】

容器包装プラスチック類(毎週1回○曜日)



変更



の認定マークが付いている代表的な容器包装プラスチック類

 食品の袋	 シャンプー 洗剤などの ボトル	 タバコ・ティッシュ などの 外装フィルム	 たまごのパック	 ペットボトルの ラベル	 プリン・カップ麺・ コンビニ弁当など の容器
----------	---------------------------	--------------------------------	-------------	--------------------	----------------------------------

## 2 容器包装プラスチック類(容器プラ類)の出し方



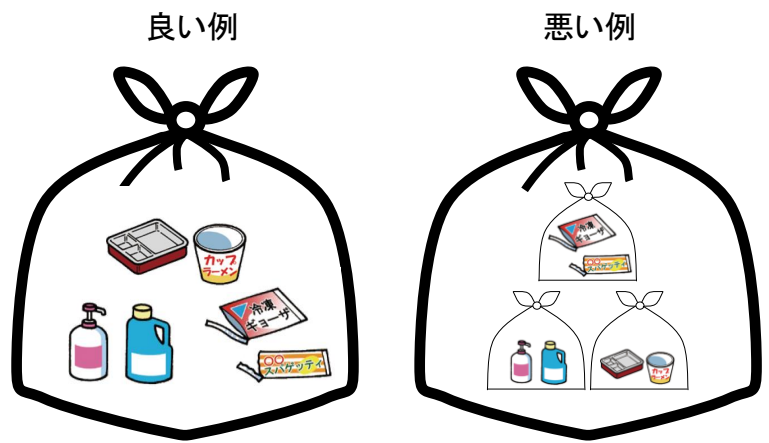
容器(包装類)の中身は使いきり、空にしてください

お弁当やカップラーメンなどの容器に汚れが残っている場合は、ふき取るか、食器洗いの残り水などを活用して水ですすいで汚れを取ってください



### 3 ごみの出し方のお願い(ごみ収集を円滑に行うためのお願いです)

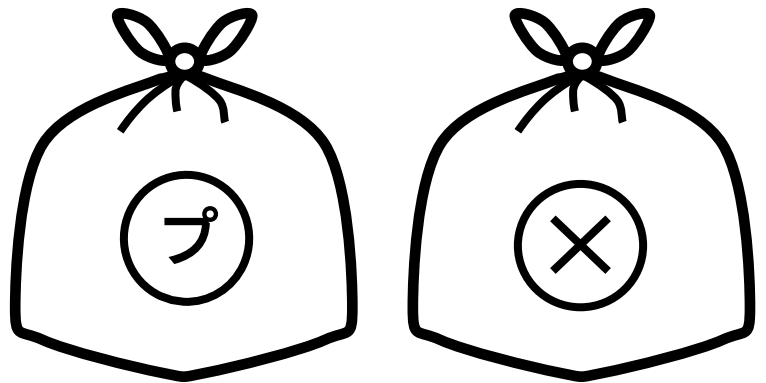
- ①袋に入れるときは、小分けせず、  
1袋で排出してください。  
(子袋が破けないからです)



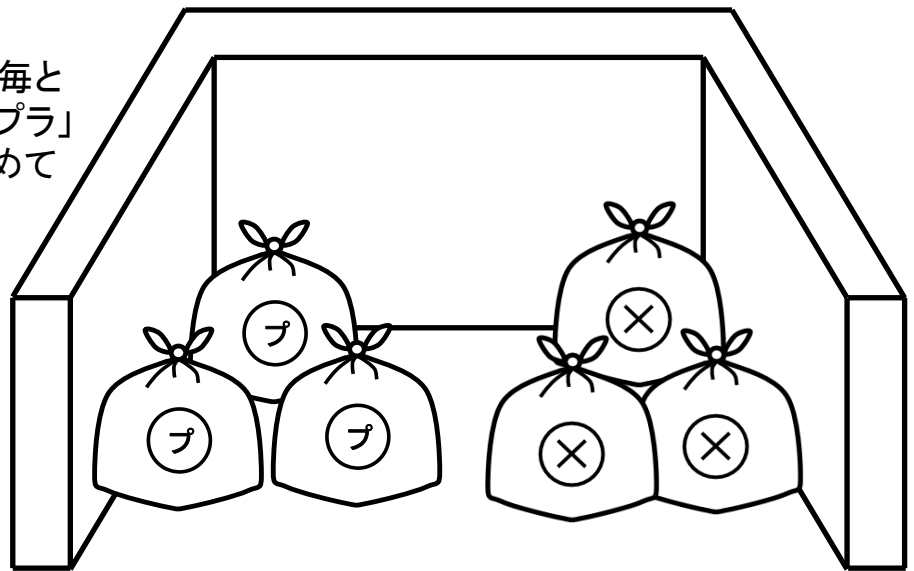
- ②ごみ袋には、  
「容器包装プラスチック類」には  
○にプ、「燃やさないごみ+その他プラ」  
には○に×を油性マジック  
等で書いてください。

容器包装プラスチック類

燃やさないごみ+その他プラ



- ②ごみ集積所では、  
「容器包装プラスチック類」毎と  
「燃やさないごみ+その他プラ」  
毎に場所を区分して、まとめて  
置いてください。



#### 容器包装材とは

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)でいう「容器包装」を言い、商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む)であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。



← このようなマークの付いている商品です

「その他プラ」とは、容器包装材ではないプラスチック製品です。(バケツ、プランター、灯油タンク等)